

フンは持ち帰りましょう！

日頃より、環境美化政策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

◇栃木市をきれいで住みよいまちにする条例により、犬猫等愛がん動物の所有者及び飼養管理者には、

(1) 飼い犬等を運動させるときは、

フンを処理するための用具を携行すること。

(2) 飼い犬等が公共の場所等にフンをしたときは、

直ちにこれを回収し、持ち帰ること。

が義務づけられています。

飼い犬等のフンを持ち帰らない者が措置命令を受け、正当な理由なく命令に従わない場合、

5万円以下の罰金が課されます。

きれいで住みよいまちづくりの推進のため、フンの持ち帰りを徹底いただきますよう、
ご協力よろしくお願いいたします。

西方総合支所内

西方市民生活課 生活環境交通係

電話番号 92-0308